

(様式第4号)

令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	協力医療機関との協力内容を取り決めておくこと。	指針9 (9)
住宅型	運営懇談会について、管理費、食費等の収支の内容等についても報告すること。	指針9 (11)
住宅型	管理規定に料金改定のルールを記載すること。	指針13 (2)
住宅型	体験入居について、サービス内容や期間、料金等を重要事項説明書に記載すること。	指針13 (5)
住宅型	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が区別されていないため、勤務表等を用いて明確に区別すること。	指針10 (2)
住宅型	職員に対して、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。	指針8 (2)
住宅型	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を作成し、従業者に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する等、必要な措置を講ずること。	指針8 (3) イ
住宅型	管理規程、契約書ならびに重要事項説明書について、内容を整理し最新のものに改めること。	指針9 (1)、指針13 (2)、指針13 (4)
住宅型	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知すること。	指針9 (6)
住宅型	定期的に避難訓練を実施すること。	指針9 (6)
住宅型	入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。	指針9 (9) ア
住宅型	定期的に運営懇談会を開催すること。	指針9 (11)
住宅型	献立表を入居者の見やすい場所に掲示すること。	指針10 (1) ア
住宅型	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催すること。	指針10 (7) ア
住宅型	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	指針10 (7) イ
住宅型	介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	指針10 (7) ウ

(様式第4号)

令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	最低30年以上の長期的な資金収支計画及び損益計画について、少なくとも3年ごとに見直しを行うこと。	指針11(3)イ
住宅型	パンフレットについて、すでに廃止されたサービスが掲載されたままになっているため、最新のものに改めること。	指針13(6)イ
住宅型	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等設置者における苦情を処理するために講ずる措置の概要について、内容を最新のものに改め、これを施設に掲示すること。	指針13(7)
住宅型	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。	指針13(8)ア(イ)
住宅型	事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	指針13(8)ア(ウ)
住宅型	消防設備点検については、定められた期間のとおり実施すること。	指針6(3)
住宅型	管理者の勤務についても勤務表に記載すること。	指針10(2)
住宅型	入居者に提供したサービスの内容について記録しておくこと。	指針9(3)
住宅型	運営懇談会について、重要事項説明書と契約書の内容に整合性がないため、改めること。	指針9(11)、指針13(4)ア
住宅型	介護居室を変更する場合の手続きについて、一連の手続きを入居契約書または管理規定上明らかにしておくこと。	指針13(2)
住宅型	事故発生の防止のための委員会について、記録を整備すること。	指針13(8)
住宅型	体験入居を希望する入居希望者に対し、契約締結前に体験入居の機会を確保すること。体験入居について、サービス内容や期間、料金等を重要事項説明書に記載すること。	指針13(5)
住宅型	入居者の金銭管理を行うことについての依頼又は承諾を書面で確認すること。	指針10(1)
住宅型	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は開催されているが、切迫性(本人又は他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い)、非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がない)、一時性(身体拘束が一時的なものである)のやむを得ない具体的な理由を有しない身体拘束が長期にわたり行われているケースが複数見受けられた。 身体拘束の必要性について、十分に検討を行いその結果を指導監査室に報告すること。	指針10(5)

(様式第4号)

令和4年度 鳥取市有料老人ホーム立入検査実績書

有料類型	指 摘 ・ 指 導 事 項	指摘事項
住宅型	身体拘束を実施する際、様態、時間、利用者の状況等を記録すること。	指針10(6)
住宅型	誤薬・服薬もれについても事故報告書の対象となるため、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。	指針13(8)
有料該当サ高住	運営懇談会が開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容についても報告すること。	指針9(11)
有料該当サ高住	体験入居を希望する入居希望者に対し、契約締結前に体験入居の機会を確保すること。体験入居について、サービス内容や期間、料金等を重要事項説明書に記載すること。	指針13(5)
有料該当サ高住	勤務表について、併設介護事業所との勤務形態が区別されていないため、勤務表等を用いて明確に区別すること。	指針10(2)
有料該当サ高住	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催すること。	指針10(7)
有料該当サ高住	運営懇談会の構成員に管理者も含めること。また、運営懇談会の開催にあたっては、管理費、食費等の収支の内容についても報告すること。	指針9(11)
有料該当サ高住	事故発生の防止の委員会を定期的に行うこと。	指針9(11)
有料該当サ高住	夜間帯に緊急時に対応できる数の職員を配置すること。	指針10(2)
有料該当サ高住	健康診断を実施していない職員が見受けられたため定期的に健康診断を実施すること。	指針8(3)